

調達件名：令和7年度内閣サイバーセキュリティセンター、経済産業省、気象庁、公正取引委員会、原子力規制庁及び宮内庁におけるガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答案
1	調達仕様書	質問	2	1	3	1	宮内庁様への4月20台の端末納品は、未キッティングの端末の理解でよろしいでしょうか？	スケジュール上マスタ提供が6月であり、キッティングができないため。	利用スケジュールを再度確認し、納品スケジュールを修正いたします。
2	調達仕様書	意見	6	4	3	①	以下の通り、要求仕様の変更を希望致します。 受注者は、キッティングの際にGSS端末が正常にWindows起動するか確認してから、全台展開を行うこと。なお、端末マスタはGSS運用事業者が作成するものとする。	マスタインストール後の端末が正常動作しているかはマスタ作成者（GSS運用事業者）しか判断できず、マスタ作成者で検証を行っていただく必要があるため。また本案件の受注者としては、端末が正常にWindows起動できるかを確認するまでが判断できる範囲のため。	御意見を踏まえ検討した結果、ご提案の要件を追加いたします。
3	調達仕様書	意見	6	4	5	(1)	以下の要求仕様について、端末事業者側で実施する再キッティングは初期不良対応として納品後1カ月間としていただくよう変更お願い致します。 受注者は、電源不良等の初期不良や通常業務上起こり得る機器の故障及び破損について保守を行うこと。また、各省庁の職員に配布した後で発生した故障対応等で、再キッティングが必要と判断された場合は、再キッティングを行い再度納入すること。再キッティングで故障対応等の事象が解消しない場合は、GSS端末を交換しキッティングを行ったうえで納入すること。なお、GSS端末を交換する際の輸送料は、受注者側で負担すること。	再キッティングはTier1で実施されていると認識しております。そのため端末事業者が介入すると現在の運用フロー（物流調整、台帳管理、各拠点職員様とのやり取り等）が複雑化され、GSSヘルプデスク内に混乱が生じると考えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
4	調達仕様書	意見	7	4	5	(7)	マウス及び外付けディスプレイは保守対象外としていただくことを希望します。	長期保守ができるマウス・ディスプレイに限られるので提案機種が減ってしまうため。また保守分のコストが増えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
5	調達仕様書	意見	7	4	5	(9)	以下の通り、要求仕様の変更を希望致します。 以下の場合については、原則として有償による対応とするが、保守対象範囲とすることを推奨。 ・職員の過失（水などの液体こぼれ、落下、水没等）によるGSS端末の破損、故障。	端末はメーカーによって水こぼし等の保証対応においては価格や回数に制限があり、借入期間中に幾度も本保守条件を実現できるメーカーは限られるため。またディスプレイにおいては破損等を保証対象としているメーカーが存在しないため。	ご意見を踏まえ、修正します。
6	調達仕様書	意見	7	4	5	(12)	以下の要求仕様を削除いただくことを希望致します。 GSS端末及び外付けディスプレイの保守・保証の判断に係る診断料、別途指定する場所（都内1拠点）とメーカー間の配送費用が発生する場合は、受注者にて負担すること。	期間中の輸送回数が見込めずコスト積算ができないため。なお、貴庁指定1か所に集積してもらったのちメーカーへの修理品の送付、返送は受注者負担で対応可能です。	ご意見を踏まえ仕様を再検討し、修正しました。
7	調達仕様書	意見	6	4	5	2	下記の文を要求仕様に入れることを希望します。 端末マスター等を使ってWindowsOSをWindows11 Enterprise等に変更する場合においても、メーカーが提供するBIOS、ファームウェア、ドライバー等に不具合があった場合は、サポート対象とすること	サポート対象でないと、メーカー提供のBIOS、ファームウェア、ドライバー等の不具合であっても原因の調査をしてもらえず、問題解決ができないため。また問題解決できないことにより、以下の影響があると考えます。 ・各省庁職員様や貴庁への業務影響が出てしまう ・運用事業者/ヘルプデスクの作業負荷が増える。	ご意見踏まえ検討した結果、ご提案の要件を追加いたします。
8	調達仕様書	質問	2	(6)			なお、GSS端末や外付けディスプレイの段ボール等の梱包材については、受注者が責任を持って回収及び撤去すること。	GSS端末や外付けディスプレイの段ボール等の梱包材の回収及び撤去ですが、納入日と回収・撤去日が異なると、ユーザー様の負担も増えコストもかかってしまうため、同日での作業も可として頂たく検討願います。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
9	調達仕様書	質問	5	(5)			「保守対応受付時間は、業務日の9時～18時」とありますが、「保守対応受付時間は、業務日の9時～17時」に変更頂けますでしょうか。	多くのPCメーカーの保守対応受付時間は、業務日の9時～17時であり、9時～18時とすると保守費用が割増しとなる為。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
10	調達仕様書	質問	5	(7)			「なお、GSS端末はノートPC本体、電源アダプター及びマウス、外付けディスプレイは本体（電源コード、HDMIケーブルを除く）を保守対象とする。」とありますが、電源アダプター及びマウスを保守対象外として仕様から削除頂けないでしょうか。	パソコンの電源アダプター及びマウスは、消耗品扱いのため通常保守対象外となっております。外付けディスプレイも電源ケーブル、HDMIケーブルは保守対象外のため、パソコンのつきましても電源アダプター及びマウスを保守対象外への検討をお願いします。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
11	調達仕様書	質問	2	(1)	①		CPU14世代とありますが、ノートパソコンは、CoreUltraを搭載しているものがほとんどであり、14世代ではなくCoreUltraに変更をお願い致します。	ノートパソコンの13世代以降は、CoreUltraが主流である為。	ご意見踏まえ検討した結果、「Intel第14世代6コアCorei5以上」から「Intel Core Ultra 5 6コア以上」に変更いたします。
12	調達仕様書	質問	2	(1)	①		CPU「Intel第13世代もしくはAMD6コアRyzen5 5000シリーズ以上。」とありますが、「Intel第13世代もしくはAMD6コアRyzen5 7000シリーズ以上。」に変更頂けないでしょうか。	AMDの現行の主流CPUがRyzen5の7000シリーズとなる為。	ご意見踏まえ検討した結果、「AMD6コアRyzen5 7000シリーズ以上」に変更いたします。
13	調達仕様書	質問	2	(1)	①		CPU「Intel第14世代6コアCorei5以上、もしくはAMD8コアRyzen5 7000シリーズ以上。」とありますが「Intel CoreUltra5 6コア以上、もしくはAMD8コア Ryzen7 7000シリーズ以上。」に変更頂けないでしょうか。	Intel CoreUltra CPUに相当するAMDのCPUは、Ryzen7 7000シリーズが相当となる為。	ご意見踏まえ検討した結果、「AMD8コアRyzen7 7000シリーズ以上」に変更いたします。
14	別添資料1 要件定義書	意見	1	1	⑦	4	<記載内容> 1. セキュリティ要件等 ⑦ISO/IEC15408に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。 <意見> 「ISO/IEC15408に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品、または、NIST SP 800-193に準拠した製品であることを推奨する。」にご変更することを提案します。	ISO/IEC15408に基づく認証を取得した製品が市場に少なく、提案製品が大きく限定されます。一方、NIST SP 800-193へ準拠している製品は多く存在しているため、提案できるメーカーならびに機種ラインナップが広がります。	ご意見を踏まえ仕様を再検討し、修正しました。
15	別添資料1 要件定義書	質問	1	⑦			「ISO/IEC15408に基づく認証を取得する等、第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。」とありますが、「ISO/IEC27001に基づく認証を取得する等第三者による情報セキュリティ機能の客観的な評価を得た製品であることを推奨する。」に変更頂けないでしょうか。ISO/IEC27001は、国際標準化機構が定めるセキュリティに関する規格となります。	評価機関「ITセキュリティセンター」によると、IEC15408は、セキュリティに関わるソフトやOS、暗号化ドライブ、TPMといった端末構成する要素に対して評価認証するものです。ISO/IEC27001は、情報セキュリティマネジメントシステムを開発工程・製造工程において規定するもので、セキュリティ管理においても同規格に基づいており、ISO 15408の意図する製品のセキュリティ評価基準を満足していると考えている為。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり変更いたします。 「NIST SP 800-147、NIST SP 800-155、NIST SP 800-193に準拠した製品であること。」

項	文書名	頁 号	章 番号	節 番号	小 節 番号	種 別	意 見	理 由	回 答 案	
16	別添資料1 要件定義書	意見	2	2	(4)	①	1	Wi-Fi7を加点対象から外すことを希望致します。	Wi-Fi7の利用できる端末がないため	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
17	別添資料1 要件定義書	質問	2	2				端末について要件を満たしている製品であれば、同一機種でなくても問題ないか	端末の展開時期によっては新しいモデルになっている可能性もあるため、同じ機種の端末を台数分用意できない可能性もあるため	納入する端末は、同一機種となります。
18	別添資料1 要件定義書	意見	2	2	(4)	⑤	3	以下の通り、要求仕様の変更を希望致します。 ----- 100BASE TX/1000BASE T 対応のLAN インターフェース (RJ 4545) を内蔵すること。なお、RJ 45 端子を有しない場合は、有線LAN アダプター (Type C) を550個納入すること。ただし、MAC アドレスバススルー等により、端末側のMAC アドレスで通信可能な端末純正品とすること。	LANインターフェースが内蔵されている場合はアダプタは不要となるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
19	別添資料1 要件定義書	意見	2	(7)			2	<記載内容> バッテリー駆動時間 以下のいずれかを満たすこと。 ① JEITA2.0 測定において、11 時間以上の駆動時間であること。 <意見> 「① JEITA2.0 測定において、14 時間以上の駆動時間であること。」にご変更することを提案します。	過去のGSS端末の調達における仕様は左記意見の通り、14 時間以上の駆動時間が要件になっています。駆動時間の基準はユーザー利便性の観点からも重要であるため、駆動時間の短縮は推奨できるものではないかと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、JEITA3.0のみの記載といたします。
20	別添資料1 要件定義書	質問	2	(4)	①			「なおWi-Fi7に対応している場合には加点とする。」とありますが、仕様から削除を頂けないでしょうか。	Wi-Fi7はまだ新しい技術で市場にも広く普及しておらず、Wi-Fi7に対応したモデルは限られるため、加点対象から外して頂く検討をお願いします。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
21	別添資料1 要件定義書	質問	2	(4)	③			「物理SIM 及びカードレスeSIM が共にNTT ドコモ、KDDI、Softbank、楽天モバイルのいずれもが提供する周波数帯において2種類以上の通信バンドに対応したワイヤレスWAN が内蔵されていること。」とありますが、楽天モバイルは削除頂けないでしょうか。	楽天モバイルの回線の通信バンドに対応した証明を取得しているメーカー及び機種が限られている為。	ご意見を踏まえ、要件について再検討し修正しました。
22	別添資料1 要件定義書	意見	2	(4)	③		1	<記載内容> ③物理SIM及びカードレスeSIMが共に国内主要4キャリア（NTT ドコモ、KDDI、Softbank、楽天モバイル）のいずれもが提供する周波数帯において2種類以上の通信バンドに対応したワイヤレス WAN が内蔵されていること。 <意見> 楽天モバイルについて、現時点ではワイヤレスWANに対応しないメーカーがあるため加点対象とすることをご提案します。	提案可能なメーカーの選択幅が広がるため。	ご意見を踏まえ、要件について再検討し修正しました。
23	別添資料1 要件定義書	意見	2	(4)	④		4	<記載内容> ①～③において、必要な技術基準適合証明が取得済みであること。 <意見> 技術基準適合証明が取得済みであること、または、各メーカーが発行する証明書を提出すること。 への修正をお願いします。	楽天モバイルについて、技術基準適合証明書の入手が間に合わない場合でも提案を可能とするため。	ご意見を踏まえ、要件について再検討し修正しました。
24	別添資料1 要件定義書	質問	2	(4)	⑤		1	<記載内容> 有線LANアダプター (Type-C) を550個納入すること。ただし、MACアドレスバススルー等により、端末側のMACアドレスで通信可能な端末純正品又は動作確認済の製品とすること。なお、当該有線LANアダプタのMACアドレスの一覧を提出すること。 <質問> ご提案機種が標準でLANアダプターを有している場合、有線LANアダプター (Type-C) 550個は不要と理解してよろしいでしょうか。	提案機種選定の判断材料とするため	ご意見踏まえ検討した結果、端末側にLANアダプタを有している場合は、有線LANアダプター (Type-C) 550個は不要とします。
25	別添資料1 要件定義書	質問	2	(4)			1	有線LANを搭載した製品であれば、有線LANアダプター (Type-C) は不要と認識してよろしいでしょうか。	製品にRJ45ポートが搭載されているため。	ご意見踏まえ検討した結果、端末側にLANアダプタを有している場合は、有線LANアダプター (Type-C) 550個は不要とします。
26	別添資料1 要件定義書	質問	2	(6)	①			「USB-Aを1ポート以上、USB-Cを1ポート以上、ポート合計で3ポート以上が使用可能であること。」とありますが、最低限必要となるポート数を確認させて頂けないでしょうか。	現行のPCは、USB-Cポートをパソコンの電源供給ポートとしているモデルが多く、「ポート合計で3ポート以上」とは、パソコンの電源供給でUSB-Cポートを使用する場合には、これを除いた空きポートが3ポート以上ということでしょうか？	最低限3ポートになります。
27	別添資料1 要件定義書	質問	2	(7)				「バッテリー駆動時間 以下のいずれかを満たすこと。」とありますが、両方を満たす記載に変更頂けないでしょうか。	JEITA2.0測定とJEITA3.0測定は、それぞれ異なる測定方法で同一方法では無い為。	ご意見を踏まえ検討した結果、JEITA3.0のみの記載といたします。
28	別添資料1 要件定義書	質問	2	(7)				「JEITA2.0 測定において、11 時間以上の駆動時間であること。」とありますが、「JEITA2.0 測定において、15 時間以上の駆動時間であること。」に変更頂けないでしょうか。	モバイルパソコンの駆動時間として、JEITA2.0での11時間では短く、'A4ノートパソコンのバッテリー駆動時間でも11時間である為。	ご意見を踏まえ検討した結果、JEITA3.0のみの記載といたします。
29	別添資料1 要件定義書	質問	2	(9)	①			「左右からの、覗き見防止（プライバシーフィルター）に対応していること。なお、着脱可能なプライバシーフィルターも可とする。」とありますが、のぞき見防止の仕様ポイントは視野角、可視光線透過率、反射率となる為、仕様の明示と共に加点項目としての検討をお願い致します。	のぞき見防止の機能として視野角にも差があると考える為。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
30	別添資料1 要件定義書	質問	2	(9)	②			「覗き見防止のための機能が電子的に内蔵している場合は加点とする」とありますが、仕様から削除頂けないでしょうか。	覗き見防止の機能を内蔵しているパソコンは、メーカーや機種が限られているため、加点対象から外す検討をお願いします。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
31	別添資料1 要件定義書	質問	2	(11)				「端末本体の重量が1,300g 以下とし、より軽量な場合は加点とする。なお、物理的なプライバシーフィルターの重量を含むこととし、マウス及び電源アダプタは重量に含まない。」とありますが、1,300g 以下を、1,100g以下に変更頂けないでしょうか。	モバイルパソコンは、重量・バッテリー駆動時間が重要であり、多くのメーカーのモバイルパソコンは、1,000g以下のモデルが多く存在しますが、LTEやタッチパネルの変更、覗き見防止フィルターを付けた場合に1,000gを超える場合がある為、1,100gでお願い致します。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。

項	文書名		頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答案
32	別添資料1 要件定義書	意見	2	(11)			1	端末本体の重量について、物理的なプライバシーフィルターの重量を含め1,400g以下としてはいかがでしょうか。	ご提案製品の幅を広げ、よりコストを抑えた提案を可能にするため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
33	別添資料1 要件定義書	意見	4	3	(2)		2	以下の文を要求仕様に入れることを希望します。 ・高さの調整が可能であること。	ノートPCを接続して使用される際に、高さ調整不可のディスプレイでは、モニターとノートPCの高さが重なってしまう場合があります。利用者様の利便性を損なうため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
34	別添資料1 要件定義書	意見	4	3	(3)		2	以下の文を要求仕様に入れることを希望します。 ・オルタネートモード及び65W以上のUSB PD (Power Delivery) に対応したUSB-Cポートを有していること。 ・USB3.0以上、USBPDに対応したUSBケーブル(両端USB-C)を具備していること。	USB Type-Cケーブル1本でモニターへの映像出力、ノートPCへの給電が可能となり、利用者様の利便性向上に加えて余分なケーブルの購入も必要なくなるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
35	別添資料1 要件定義書	意見	5	3	(2)		2	高さ調整および回転(ピボット)が可能であること	利用者様の利便性健康面を考慮し固定ではなく、可動式を提案いたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
36	別添資料1 要件定義書	意見	5	3			2	導入時に発見された、パネルのドット抜け等の対応を保守の範囲で実施すること。	利用者の利便性を考慮、かつコストを抑えることが目的	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
37	別添資料1 要件定義書	意見	5	3			2	納品時に発生する梱包材(発泡スチロール)は極力発生しないようにする。	環境に考慮した対処が必要であるため 廃材処分費の削減	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
38	別添資料1 要件定義書	意見	5	3			1	導入する機器は、同機種ではなく、仕様を満たすことで混在であることも可とする。	安価で機能的な機器を大量に短期で導入するため、同一機能の物を機種混在で導入させていただきたい。	ご意見を踏まえ検討した結果、ディスプレイについては同一機種でなくても可とします。
39	別添資料1 要件定義書	質問	5	3				外付けディスプレイについて要件を満たしている製品であれば、同一機種でなくても問題ないか？	外付けディスプレイの展開時期によっては新しいモデルになっている可能性もあるため。 同じ機種の外付けディスプレイを台数分用意できない可能性もあるため	外付けディスプレイについては、要件を満たしている製品であれば、同一機種でなくても問題ありません。
40	別添資料1 要件定義書	意見	5	3			2	端末との接続はUSB Type-C接続も可としていただきたい	HDMIケーブルが不要となる。と同時に端末の電源通電、充電が可能となる。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
41	別添資料1 要件定義書	意見	5	3			2	RJ45ポートが付属しネットワークケーブルが接続可能とするモデルも考慮頂きたい	端末側で用意する、RJ45のアダプタが不要となる。 端末側でRJ45よりネットワークケーブルを抜き差しする場合、ネットワークケーブルの詰めが折れやすく余計は保守が発生する。また保尊防止となる	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。
42	別添資料1 要件定義書	意見	2	2	(4)	⑤	2	別途用意するRJ45のアダプターは、モニタ等から接続できる場合は不要とする	モニタにRJ45アダプタのついている製品があるため	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。